

# 住宅時事往來

外国人の居住問題を考える NO.11 1997/ December

編集・発行：まち居住研究会（ジオ・プランニング内） editing&publication:The Community Living Research Group  
東京都千代田区富士見 2-2-12 ニュータービル3F 〒102 c/o GEO Planning, Inc. :3F, 2-2-12 Fujimi  
tel. 03-3238-0574 fax. 03-3238-7878 Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

## 地域社会の 一員となる外国人



日本の国際結婚の割合は、全国平均で約30組に1組、東京都では実に15組に1組となっていることを皆さんはご存じだろうか。しかもこの数値は1994年の統計によるものなので現在はさらに増加している。また全国の公営住宅の中には、既に外国人世帯の割合が、全世帯の過半数に達しているところも出現している。さらに外国人居住者の多い地域の保育園や小・中学校では外国籍児童の数も急増している。これらの状況は、いったい何を物語っているのだろうか。

バブル経済の興盛期、怒涛のように押し寄せてきた外国人流入現象に対して、マスコミが連日「日本は開国か鎖国か」といった不毛な論争を繰り返していた頃は、外国人といえば就学生や留学生、あるいは出稼ぎ目的の就労外国人として捉えられ、いずれも単身で来日し数年後に帰国する流動層であるという認識が一般的であった。しかし、その後10年を経過して、外国人居住問題が、流動層の問題から定住層の問題へ移行してきた背景には、日本で暮らす外国人の属性が変化し多様化してきたことがあげられる。具体的には、家族で来日する外国人や、家族を形成する外国人が増えてきたということである。

家族として生活する外国人は、主に「日系人」「中国帰国者」「インドシナ難民」など定住ビザを持っている人たちと、日本人の配偶者となったフィリピン

をはじめ中国、韓国・朝鮮などの人たち（主に女性）である。例えば在留資格別外国人登録者数の推移で1988年と1996年を比較すると「定住者」という在留資格を持つ人は、31,846人（3.4%）→172,882人（12.2%）、「日本人の配偶者等」という在留資格を持つ人は、57,031人（6.1%）→258,847人（18.3%）と急激に増加している。

ブラジルやペルーから日本に働きに来る「日系人」は、以前は日本国籍をもつ一世・二世の出稼ぎが中心で数も少なかった。しかし1990年に入管法が改正施行されたことによって、外国籍の日系二世・三世が「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格で来日できるようになり、著しくその数が増加している。彼らの多くは、アジア系不法就労者に代わる労働力として東海地方から関東地方にかけての自動車工場や家電メーカーなどの工場労働者として働いている。家族を呼び寄せる人が多く、低迷する日本経済の状況にも関わらず、その数は増加しており、かつ潜在を延長する傾向が見られるという。ちなみに南米出身の外国人登録者数は、248,780人（外国人登録者数全体の17.6%、1996年12月末日現在）に達している。

次に「中国帰国者」とは、中国残留婦人・孤児およびその呼び寄せ家族のことをいう。残留婦人・孤児として永住帰国した人は約5,000人、外国人登録をして

いる中国帰国者二世・三世は約50,000人、他に帰化した人が約15,000人と推計されている。残留婦人・孤児1人当たりに約10人の呼び寄せ家族があり、子世帯も含めて数世帯がともに日本で生活していることになるようだ。

また日本は「インドシナ難民」として約1万人の定住難民を受け入れた。日本の正式なインドシナ難民受け入れは、1979年の閣議決定以降のことであるが、その時点から既に20年近くが経過している。当然のことながら日本で家族を形成したり、母国からの家族の呼び寄せが行われている。難民として来日した彼らの生活の基盤は今や完全に日本にある。

外国人が日本に根をおろして生活することになるもうひとつの典型的なケースは国際結婚である。今では「農村花嫁」と聞けば、アジアからきた花嫁を連想する人も多いのではないだろうか。しかし農村に限らず、国際化が急速に進展する中で日本人と外国人が出会う機会は著しく増えており、国際結婚はけっして珍しくはなくなりつつある。1985年には年間約12,000組だった国際結婚は、5年後の1990年に約25,000組に達し、1995年現在では約27,000組となっている。そして日本の国際結婚の75%は、日本人の夫と外国人の妻というカップルだ。

こうして日本に家族で来日したり、日本で家族を形成する外国人は着実に増加しているが、さらに最近ではニューカマーズの中で帰化申請する人も増えており、日本に生活の基盤をおく人たちは、外国人登録に現れる数字以上に多い。

そこで今回の特集では、外国人の定住化にともない今後大きな課題になっていくと予測される外国人居住者と地域社会との関わりを考えてみることにした。ここでは、2つの視点からこの問題をとりあげた。

ひとつめは、外国人が日本人の地域社会の中に入り、日本人と同じようにある役割を担っていくケースである。例えば外国人世帯や国際結婚カップルの子どもたちが保育園・幼稚園に通うようになれば、子どもの保護者としてさまざまな行事に参加・協力する必要性が生まれてくるだろうし、子どもが小学校に入ればPTAの役員も務めなければいけなくなる。PTA以外にも自治会・町内会や地域の婦人会など、地域社会の中で、ある役割を担わざるを得ない場面も出てくるだろう。

例えば、阪神・淡路大震災では被災したベトナム人世帯と日本人世帯が神戸市長田区の南駒栄公園にテント村を形成し、双方ともテント村での生活を円滑化

するために自治会を形成し協議する体制ができたが、その際に障壁になったのが言葉の問題であったという。テント村の例に限らず、これから外国人が日本の地域社会の一員として発言していくためには、相応の日本語力がないと、自分の考えや思いをなかなか日本人に伝えられない、せっかく発言しても軽んじられてしまうといったことが起こりかねない。しかし公の場で自分の意見をきちんと主張できるだけの日本語を話すというのはなかなか難しい。また会議の資料など印刷物をその場で読みこなしていくことも大変な努力がいる。さらに日本人のコミュニケーションにつきものの婉曲な表現方法や微妙な言い回しが、外国人の地域社会への参加の壁をますます高くしているとも言える。日本で生活する外国人にも、積極的に日本の地域社会の一員に加わって行ってほしいと思うが、そのためにはわたしたちホスト社会の側からも、どうしたら彼らが参加しやすくなるのかを考えていく必要があるようだ。

ふたつめは、外国人自身が自助組織やボランティアグループを形成するケースである。同じ国の出身者、同じような立場の人たちが集まり、お互いに親睦を深め情報交換をしたり、あるいは母国の文化や伝統を日本人に紹介する活動を展開するグループも現れてきた。母国を離れて日本人の中で暮らすということは、それだけでもストレスの多い毎日だろう。ましてや日本の地域社会の中でそれなりの責任を求められていくことは、より大きなストレスにつながっていくことが容易に想像できる。だからこそ、母国の言葉で話せる仲間が集まってお互いに励ましあえることは大切だ。しかし事例報告で見られるように、最初から外国人だけで自立してグループをつくっていくというのはなかなか難しい。日本人の側からも手を差し伸べて彼らの自立を促していくような支援が必要だろう。

外国人が日本の地域社会の一員となっていくには、外国人自身による自覚と同時に、私たちにも外国人に対して日本社会への同化を求めるのではなく、共に開かれた地域社会を形成していくという意識が求められている。そして地方自治という場面でも、外国人居住者をいかにして地域社会の一員として認め、共に暮らしていくのかという課題に取り組まざるを得ない段階にきていると言えるだろう。（文責：稲葉佳子）

参考資料／「新来・定住外国人のわかる事典」駒井洋他編（明石書店）、「国際結婚とストレス」桑山紀彦著（明石書店）

## 公営住宅における外国人居住者と地域社会

公営住宅は日本全国で200万戸以上供給されているが、この公営住宅の一部で外国人の入居者が急増している。公営住宅自治会では、この急増する外国人世帯をいかにして地域社会の一員に組み入れていくことができるかが大きな課題になってきている。神奈川県横浜市と愛知県豊田市の公営住宅（県営）取材した。

### ●公営住宅に何故外国人入居者が増加するのか

日本では外国人登録をしている外国人に対して、公共賃貸住宅（公営住宅・公社住宅・公団住宅など）への入居を基本的に認めている。公営住宅は公共賃貸住宅の中でも福祉施策的な意味合いが強く、低額所得者に対する居住の安定と住宅水準の向上を図ることを目的に供給されてきた。

公営住宅に入居している外国人世帯は、これまで永住資格をもつ在日韓国・朝鮮人等がほとんどだったが、ここ数年「日系人」「中国帰国者」「インドシナ難民」と呼ばれる外国人の入居者が増加している。彼らは「定住者」「日本人の配偶者等」という在留資格を持っているので、他のニューカマーズ外国人とは異なり、製造工場や零細企業の単純労働者として働くことができる。実際彼らの多くは、そういう職場で働いている。雇用関係が不安定で年収も高くない外国人世帯にとって、家賃の安い公営住宅は魅力的だ。

一方地域によっては、古い公営住宅団地を中心に空き家が発生してきているところがある。「交通の便が悪い」「古くて部屋が狭い」「設備が悪い」といった公営住宅は、日本人に敬遠されているからだ。空き家が多いと、抽選もなく順番待ちですぐ入居できる。だから「日系人」の多い東海地方や「インドシナ難民」の多い神奈川県の古い公営住宅では、外国人が数世帯入居すると、同国人がその団地を希望して次々と入居してくるので、特定の公営住宅に外国人が増加してしまう。公営住宅への優先入居制度のある「中国帰国者」の場合も同様だ。

### ●団地自治会と外国人居住問題

外国人世帯にとっては、同国人が集まることにより母国料理のレストランや食材店が出現したり、小学校にも日本語学級がつくられるなど多くのメリットが生まれてくる。ところがこの状況を日本人居住者側からみると、ここには実に多くの問題が山積している。

日本の公営住宅では自治会組織が置かれており、行政や住宅管理組織の末端として回覧板での伝達業務や団地内駐車場料金の徴収、共用部分の清掃、草取りなど屋外部分の管理、子供会や団地祭りなどコミュニ

ティ活動など多岐に渡る役割を担っている。生活習慣の違いなどから発生する外国人居住者とのトラブルは、大概自治会へ苦情として寄せられるため、外国人世帯の入居は、多くの自治会にとって負担になっている。また自治会の役員も居住者の回り持ちが多く、外国人世帯を除いて当番制にすれば日本人の負担が増えるし、外国人を入れると今度はコミュニケーションが取れず自治会活動が円滑に進まないというジレンマがある。自治会は県の住宅の管理担当者などに「何とかしてくれ！」と陳情しているが、いっこうに埒があかない。どこの現場もおおよそこのような状況にある。公営住宅の管理業務は、現状では住宅というハード部分の管理を対象としているため、居住者の日常生活に関わる問題まで持ち込まれてもなかなか対応できない。しかし住宅をつくって人を住まわせれば、そこには当然生活があり、生活ルール、外国人子弟の教育、保健所や医療施設での外国語での対応などの問題が生まれてくる。住宅管理者と自治体や国際交流協会などとの連携が早急に求められている。

さらに1996年「公営住宅法」が改正され、高額所得者の転出を促し、同時に居住の安定を図るため高齢者や障害者に対する収入制限の上限が緩和された。公営住宅自治会は、この改正により若い活力のある世代が転出し、高齢者・障害者・外国人ばかりが増加し、団地の清掃や草取りなど自治会活動にも支障をきたすと心配している。しかし見方を変えてみれば、現在入居している外国人世帯の多くは、まだ若いファミリー世帯である。外国人世帯をお荷物にせず、団地コミュニティの一員に組み入れていくことができれば、むしろコミュニティの活性化につながる。ここでは、外国人世帯との共生を模索しはじめた2つの公営住宅の事例を紹介する。外国人に対しても日本人と同等に公営住宅の門戸を開放したからには、入居後の問題にも対応していく必要がある。「共生社会」の実現がなるかどうか、公営住宅が今やその試金石になっているとも言えるだろう。（文責：稲葉佳子）

参考資料／「外国人居住者の公的施策に関する調査研究」（財団法人 住宅都市工学研究所）

## 事例報告●神奈川県営いちょう団地の自治会

神奈川県営いちょう団地（横浜市泉区）では、外国人世帯が急速に増加しており、現在では全体の10%以上を占める。昨年から、自治会の一部で、役員に外国人を登用するようになった。その背景は、また外国人役員の活躍ぶりは、どんなものなのだろうか。連合自治会会長の金原徹氏、連合自治会広報部長の小松秋人氏ほか、関係者の方々からお聞きした内容を報告する。

相鉄線いずみ中央駅からバスで10分、農地の中に大団地が林立する地域に、神奈川県営いちょう団地はある。中層住宅を中心に総戸数は2,238戸、うち外国人世帯数は、1997年3月現在で240世帯（約11.4%）である。

団地内は、大きく8つに区分されており、それぞれに単位自治会がある。8つの単位自治会を統括する上部機関として、連合自治会が設置されている。今回、外国人役員の登用を決めたのは、単位自治会の中で外国人世帯の割合が一番高い第7自治会である。第7自治会は総戸数390戸・世帯数358世帯であり、1997年3月現在で外国人世帯数は50世帯（約14.0%）に上る。国籍別の内訳は、ベトナム25世帯、中国帰国者等20世帯、カンボジア3世帯、ラオス2世帯となっている。

### ●自治会の組織

単位自治会では、階段室10戸ごとに代議員1人が選出される。実際には選出といっても順番制なので、10年に1度順番が回ってくる計算になる。さらに代議員の中から、4役といわれる役員（会長・副会長・事務局長・会計）が、くじ引きで選出される。また、単位自治会には、広報部、青少年部など、全部で9つの専門部が設置されており、各部の部長、副部長も代議員の中から選出される。専門部は、連合自治会の各専門部の活動を補佐するのが役割であり、独自の活動はほとんど行っていない。なお、連合自治会の役員は、単位自治会とは異なり立候補制により選出されている。

### ●第7自治会に

#### 外国人役員が選出された経緯

従来は、単位自治会の役員や部長は、日本人の代議員の中から選出するのが慣例となっていた。ところが、第7自治会では、代議員39人のうち外国人は実に10人に達していた。この状態で、外国人が役員にならないとすると、日本人が役員になる確率が極端に高くなってしまふ。また、外国人が多いにもかかわらず

ず、その意見や要求が自治会運営に反映されない結果ともなってしまう。そこで、日本人代議員の中から「外国人を含めた全代議員の中から、役員を選出したらどうか」という意見が出てきた。日に日に外国人は増え続ける現状を考えれば、こうした意見が受け入れられるのは、ごく自然な流れだった。代議員たちは、外国人の役員登用に同意し、慣例は破られたのである。

さっそく、くじ引きを行ったところ、副会長、広報部長、青少年部長に外国人が選ばれた。青少年部長に就任した中国人帰国者は、その後、妊娠のため業務から遠ざかってしまったが、副会長、広報部長に選ばれたベトナム人は、日本人のバックアップを受けながら、現在でも順調に仕事を行っているという。広報部長は、「掃除の日を知らせる、祭りの連絡をする、ポストに紙を入れることなどが役目です。日本語はいま勉強中なので、難しいことは通訳に聞かないとわからないので大変です。でも、また順番が来たらやるつもりです。」とたいへん意欲的である。

役員に外国人が就任したことによって、自治会が得た収穫は少なくない。外国人のために、自治会が何をすべきかがわかってきたのである。連合自治会広報部が毎月発行する通信「広報いちょう」の最近の変貌ぶりに、それは如実に示されている。まず、今年度から外国人の寄稿が掲載されるようになった。原稿の作成にあたっては、外国人が、自ら翻訳を行ったり、翻訳者を紹介するなど、積極的な役割を果たしている。そのほか、広報を外国人に周知徹底させるために、外国語（ベトナム、カンボジア、ラオス、中国語など）に翻訳しようという模索も始まっている。

### ●外国人との交流

団地に住む日本人の中には、まだ外国人に偏見を持っている人もいる。そこで、日本人と外国人の溝を埋め、また外国人同士の交流を深めるために、自治会は毎年「外国人交流会」を行っている。外国人交流会がはじまったのは、中国残留孤児が帰国し始めた頃に、日赤が企画したバスツアーをきっかけとしている。バスツアーの参加者の多くは、いちょう団地に住んでい

たことから、その後は、日赤の補助金を受けて、自治会が外国人交流会を主催している。

自治会は、外国人交流会の準備作業を通じて仲良くなった外国人に、昨年、「連絡窓口」になってもらった。各国出身の外国人のために、日常生活上の相談窓口や通訳をやってもらおうというわけだ。「将来的には、外国人の国別自治組織を成長させ、自治会が協力して、きめ細かい生活のフォローを行いたい。」と自治会は考えている。

今年11月に行われた外国人交流会には、家族ぐるみで多数の外国人が参加した。会場で行われたさまざまなアトラクションを、みんな存分に楽しんだようだ。参加者の声からは、教育問題に対する関心の高さをうかがい知ることができた。いちょう団地周辺では、保育園児の過半数、小学校児童の約25%、中学校生徒の約10%は外国人なのである。

中国帰国者家族の小学校6年生の娘さんは、「クラスは21人だが、そのうち中国人が3人、ベトナム人が2人います。一番仲良しなのはベトナム人の友達です。学校には全学年の外国人の子どもたちが参加する‘ふれあい教室’があります。」と現状を語ってくれた。また、「両親は日本語があまり話せないので、家の中では中国語を使っているけど、私は日本語の方が得意です。」ともいう。ご両親は、「まだ日本語はあまりよく話せません。娘の日本語は早すぎてほとんど理解できません。」と苦笑する。

親は母国語、子供は日本語が第一言語というケースが多いので、親子のコミュニケーションギャップが問題になることもあるらしい。この辺りの事情について、小学校の先生は「子供は、親に十分に心を伝えられないので、自分の悩みをなかなか解決できず、ストレス状態に陥る場合もあります。」と解説してくれた。

### ●行政への要望

自治会は、外国人交流会のほかにも、外国人のためにさまざまな施策を行っている。そのひとつが、新入居外国人向け説明会である。外国人は、日本の生活習慣や集合住宅の住まい方に慣れるまで、やはり数年はかかるという。自治会は、県が発行している「入居のしおり」だけでは不十分と考え、生活上の細かいアドバイスを行う説明会を、独自に開いている。そのほかに自治会は、行政への陳情活動にも力を入れている。例えば、学校や教育委員会に対しては、日本語教育の拡充などについて特段の対応を要請している。また、今年8月には、他の大規模県営団地と共同で、外国語

の説明書の作成、外国人相談窓口の設置、などを内容とした陳情書を県に提出した。

いま自治会が行政に望むのは、県の住宅管理課、土地・建物保全協会、区役所、教育委員会などが、個別に取り組みを強化することだけではない。むしろ、各行政機関が相互に協調して、総合的な対策をたてることを重視している。なぜなら、団地内の外国人の居住環境の改善という戦術レベルで自治会が努力を払っても、外国人の住宅・雇用問題について行政が戦略レベルで対応しない限り、自治会の負荷は増すばかりだと考えるからだ。

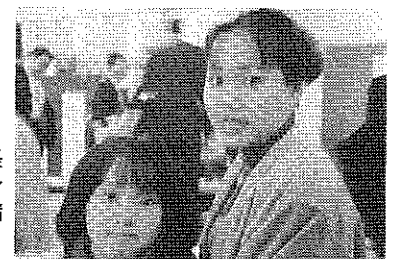
外国人の増加に対応するために、自治会だけでなく、行政にも変化が求められているわけである。「これまで、日本人が外国人にあれこれ要求を押しつけてきたが、今度は、日本人が外国人の要求を聞く番になった。あと5年、10年もたてば、外国人の役員は当たり前になるだろう」と自治会は感じている。いまのところ、連合自治会の役員に立候補した外国人はいないが、この調子でいけば、しばらくしたら出てくるに違いない。（文責：笠原秀樹）



外国人入居者が多いいちょう団地の商店街の中には、アジア食料店もできた。



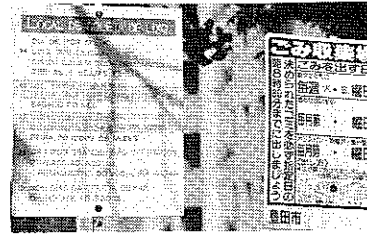
今年の外国人交流会11月16日に開かれた。まず連合自治会役員が開会の挨拶。



ベトナム人広報部長ホーティゴックアンさん。娘さんと一緒に来場した。

## 事例報告 ● 保見団地の日系ブラジル人

新入管法施行から7年、ブラジルやペルーから大量に来日した日系人たちは、今どのように暮らしているのだろうか。急激なブラジル人居住者の増加に戸惑いつつ、対応に取り組み始めたある団地を例に、東海地方に住む日系人の現状について報告する。



### ● 環境改善へ動き出した団地自治区

愛知県豊田市の保見団地は、高度経済成長末期に建設された巨大団地である。ずらりと建ち並ぶ中高層住棟の足下には、ポルトガル語の張り紙が溢れている。ブラジル食材の販売、レストランの紹介、キリスト教の集い、空港までの荷物配送サービス…。ゴミ出しや違法駐車への注意を促す掲示も日本語・ポルトガル語併記だ。この団地には県営・公団住宅に約1万1千人が居住するが、そのうち約2千人がブラジル人である。

1990年6月の新入管法施行に伴い、来日する日系人の数は瞬く間に増え、自動車関連産業など製造業が盛んな東海地方などで働き始めた。県営保見団地では、町の中心部から離れており空家が多かったため入居しやすく、92・93年頃からブラジル人世帯が目立って増え始めた。また公団では法人契約を認めていたため、ブラジル人を雇う請負業者が契約して寮とするケースが増え、単身のブラジル人の若者も増加した。

当初は習慣の違いで摩擦もあったが、ゴミの出し方や自治区のお知らせをポルトガル語訳したり、祭にブラジル料理の屋台を出すなどにより、95年末頃までは良好な関係にあったという。しかしその後さらにブラジル人が増え、違法駐車が多くなったりゴミ出しが守られなかったり、ベランダでバーベキューをしたり夜騒ぐなど、問題が目立ってきた。それでも県営住宅では定期的な清掃などで知り合った日本人とブラジル人の交流もあった。しかし、寮として公団へ入居した若者は、日本の若者と同様、なかなか“地域参加”はしない。加えて入居者がよく入れ替わり、誰が住んでいるかといったことさえわからない。日本人から「これ以上ブラジル人を入居させないで」「管理者がもっと対応すべき」という声が上がった。

そこで、この問題を保見団地の4自治区が共に考えていこうと、97年6月、4自治区役員による「保見ヶ丘を明るくする会」が発足した。会の結成にあたり、まずブラジル人側の意見も聞くべきだと、団地内3自治区と(財)豊田市国際交流協会(TIA)が中心となってアンケートを行った。TIA事務局長の岸孝雄さんは、「ブラジル人の中でもっと住環境をよくしたい

という声はある。『日本人はあいさつしても無視して冷たい』という意見もあった。お互いにあいさつくらいはしようとか、公民館や団地の運動広場を使って一緒に文化活動やサッカーをやって交流できないだろうか。」と、まずは交流の機会を持つことを強調する。

「保見ヶ丘を明るくする会」は、9月末に日本人と外国人の入居バランスの適正化や住宅管理者・外国人雇用者・企業の責任、警察のパトロール強化、自治区への加入促進などを謳った「保見ヶ丘4自治区の住環境改善に関する要望書」を市に提出した。ブラジル人の意見は一応アンケートから集約され反映されたものの、10月に開かれたブラジル人の集会では、ほとんどの人が「明るくする会」で何が話し合われたか具体的には知らなかったという。県営住宅にはブラジル人とのパイプ役として、ブラジル生活経験20年の国際部長が8月に誕生している。対立するのではなく“共に住む”ために、お互いに何を考えようすればいいのか。保見団地の取り組みはまだ始まったばかりである。

### ● 住民としての日系人の声を聞くこと

現在、日本全国には約20万人、愛知県だけでも3万6千人のブラジル人が住む。日本語ができず右も左もわからずに来日した90年代初頭とは、随分状況が変化した。今では、手続きなど一般的なことはお互いの情報交換でほとんど問題なくできる。行政でも、各国語の生活ガイドの作成や外国人相談窓口の設置など対応を始めた。約10年前から日系人を支援してきた豊橋市の日系インフォメーションセンターの伊藤育雄さんは、「これからは、住民としての日系人の声をもっと行政に反映させることが必要ではないか」と指摘する。居住の長期化に伴い、日本で結婚し家族を形成する日系人が増えてきた。出産、子供の保育・教育など、住民の1人としての対応が必要になっている。単に情報を提供してあげる、という時期は過ぎた。聞こえにくい日系人側の意見をどのように吸い上げ、そして、同じ地域住民としてどのように一緒に話し合っていくのか。受け入れ社会の日本人側に、そして日系人自身にも問われている課題である。(文責：塩路安紀子)

## フィリピン女性にみる地域との関わり

日本に住むフィリピン人の多くは女性で、日本人男性と結婚しているケースが多い。このようなフィリピン女性たちが、仲間でネットワークをつくったり、地域活動に参加している事例が各地で報告されている。ここでは、今号の特集として“地域との関わり”の視点から、フィリピン人の地域参加や自助活動の事例を取材した。

### ● フィリピン人居住者とは

フィリピン人の外国人登録者数は84,509人(1996年12月末現在)。国籍別にみると韓国・朝鮮、中国、ブラジルに次いで多く、外国人登録者全体の6%を占めている。フィリピン人居住者の大きな特徴は、性別が女性に著しく偏っていること、そして在留資格が「日本人の配偶者等」に特化していることだろう。登録者中実に85%が女性であり、また約半数が「日本人の配偶者等」である。ごく最近までは「興行」の在留資格も3~4割を占めていた(96年9月から興行ビザの審査基準が強化され、現在は減少傾向にある)。

フィリピン女性の来日は、1980年頃から目立ち始めた。この時期は、日本人男性の東南アジア買春ツアーに批判が集まり、代わって東南アジアの女性たちが来日し、日本の歓楽街の性風俗産業に就く、いわゆる“ジャバゆきさん”現象がみられ始めた頃である。フィリピン政府は海外労働派遣を奨励していたこともあって、興行ビザで契約労働者として来日するフィリピン女性が急増を続けた。彼女たちは、フィリピンおよび日本のプロモーターによって、日本各地の歓楽街のクラブ、パブ、スナック・バーなどで働くことになる。歌手やダンサーのつもりで来日しても、多くはホステスとして酔客の相手をさせられた。観光ビザ等で来日し、借金を返済するまで売春行為を強要されるなど、より悲惨な状況に陥る女性もいた。

一方、1985年に山形県朝日町で始まった組織的に“外国人農村花嫁”を迎えようとする試みは、一時期同じ嫁不足の悩みを抱える農村地域に広がっていった。

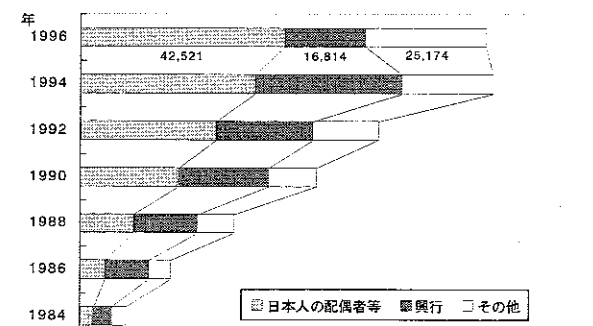


図 フィリピン人外国人登録者数の推移

また都市部でも民間の結婚斡旋所を通じた外国人女性との“お見合い”結婚が増加した。こうして多くのフィリピン女性たちが日本人と結婚し、日本各地に住むこととなった。日本人と結婚した友人等の紹介で、さらにフィリピン女性が日本人男性と結婚するケースもある。もちろん、エンターテイナーとして来日した女性が日本人男性と出会い、結婚するケースもあれば、フィリピンで日本人と出会い、結婚したカップルもいる。

### ● フィリピン人ネットワークと地域活動

フィリピン人の多くはカトリック教徒である。教会はフィリピン人の日本での生活に重要な役割を果たしている。英語・タガログ語でミサを行う教会は1980年代後半から増加し、1997年には全国で150近くに上るといわれる。教会に集い、母国語で語り合うことで、お互いの悩みを相談したり情報交換し、日頃のストレスを解消する。また、子供の誕生は、日本の地域社会との関わりが生まれる契機となっている。子供を持つフィリピン女性同士でネットワークをつくったり、子育てを通じて地域の人たちとの交流や保護者会などへの参加も活発になっている。さらに、最近では貧しさ・水商売など日本人の持つフィリピン人への画一的なイメージを払拭し、もっといろいろなフィリピンの姿を知ってほしいという思いから、フィリピン文化を紹介するような活動も増えてきたという。

ここでは東京の事例として、保健婦さんを媒介としてつくられたフィリピン人のお母さんたちの自助組織と、地域の国際交流活動などに積極的に関わる1人のフィリピン女性を紹介する。慣れない異国の地で言葉や文化の違いに悩みながらも、積極的に仲間をつくり、地域に参加しようとするフィリピン人たちは、明るくたくましい。彼女たちの歩みを知り、その意見に耳を傾けることは、これからの定住外国人と地域のあり方を考えていく上で、さまざまな示唆を与えてくれるに違いない。(文責：塩路安紀子)

参考資料 / 「フィリピン女性エンターテイナーの世界」 M.R.P.パレスカス著(明石書店)、「外国人労働者から市民へ」宮島喬・梶田孝道編(有斐閣)、「新来・定住外国人のわかる事典」駒井洋他編(明石書店)

## 地域の保健活動が生み育てた自助グループ

### フィリピン母親の会

—FMG (Filipina Mothers Group)

日本人とフィリピン人が結婚して日本で暮らす家庭は、平成元年度に入ってから増え続けている。この場合、フィリピン人が妻であることが圧倒的に多い。家庭には、夫の親たちもいれば、いずれ子どもも生まれる。言葉はわからないし、生活習慣も違う。相談したくても、身近に親もいないし、友だちもない。彼女たちの毎日の不安がどれほどのものか、いたいほどに想像できる。まわりが日本人一色という社会で日本人の家庭に入ったフィリピンの女性たちは、いったい、どのような日々を送っているのだろうか。ここに、地域の行政に助けられ、やがて自分たちの力で会を運営するまでになったフィリピン人の母親グループFMG (Filipina Mothers Group)があることを知った。

去る11月19日、板橋区民センターでこのFMG主催の生け花学習会が行なわれると聞いて訪問した。板橋区役所から5分ほどの旧中山道沿いに、宿場ふうのしゃれたセンターがある。指定された午後1時半に地下の会議室に下りていくと、コの字型に並べられた机の上に、1人分ずつの生花が人数分すでに並べられていた。フィリピンの若いお母さんたちが15、6人、みんななかなかお洒落な装いで集まっている。学齢前の

子どもたちが7～8人、机の下をくぐるやら、菓子をほおばるやら走り回るやら、大賑やかである。

やがて2人の先生の指導が始まって、それぞれ水盤に活けていく。先生の1人は古流、1人は池坊だが、この際、流儀は問わない。ただ、三角形に活けましょう、と教えるそう。結果は上々で、みな、それなりに個性があり、なかなかの出来栄である。なによりこのびびりと活けられていて、見ていて気持ちがいい。ひと通り活け終わったら、みんなで写真を撮っておしまい。あとは、お茶を飲んで心ゆくまでおしゃべりと



生け花学習 三角形に活けましょう

でいろいろな経験を積み、はじめて日本人の友人もでき、日本語を身につけることもできたのです。役員やクラスの母親たちにも積極的に声をかけると、彼女たちのほうからも趣味の会などに誘ってくれるようになりました。さらに、子どもが小学校に通うようになってからはPTAの役員も自発的に経験しました。

6年前、区報で南中野地域センター主催の第1回国際交流パーティーを知り、出席して以来、ここでも役員の一員として協力することになりました。第4回目には司会まで務め、この席で『クムスタ』誌編集長の篠沢氏と知り合い、それが縁で、現在、編集協力をするようになったのです。年1回の国際交流パーティーの企画会議は3～4回開かれますが、ここに参加して打合せに参加し、パーティーの実施に協力します。

考え方、価値観、生活習慣の違いがある社会の一員として暮らすためには、まず、自分から回りに働きかけなければいけないと思います。言葉の壁があるために、つい自国の人たちだけのグループをつくりがちですが、それではいつまでたっても日本の社会には入られません。日本の人たちも、言葉の違いから、外国人

ということになる。もちろん、タガログ語だ。

現在、この会は、日本の男性と結婚、帰化して2人のお母さんでもある猶村広美さんがリーダーとなって自主的に運営されているが、はじめから自立した会ではなかった。以下に、会の生みの親である板橋保健所の保健婦さんたちの活動報告(\*1)から、会の成り立ちと経緯のあらましを紹介してみよう。

日本全国における傾向と同じように、板橋区でも、平成元年あたりからフィリピン人女性の数が増え、保健所の乳幼児健診にも、子どもを連れて訪れるフィリピン人のお母さんが多くなった。

板橋保健所として、妊娠届・出生通知票・医療費の助成申請・乳幼児健診の来所等を通じて、これら母親たちの訪問・相談等の地区活動を行なううち、彼女たちが社会的にまったく孤立していることを知った。まず、日本語が分からないので外出しない。家族も彼女たちを外に出したがる。育児についての相談相手もない。子どもだけを相手に家の中にもってしまふ。ここで、保健婦さんたちの取り組みが始まった。フィリピンの母親たちは、日本人の配偶者としてこれから日本社会の一員として生活していかなければならない。そのためには、あくまでも自分たちで問題を解決できる力をもつべきである。その方向付けとして、彼女たちのために自助グループ育成を行なって自立を支援しよう、ということになった。



『クムスタ』編集室で

に進んで声をかけることがほとんどありません。片言でもいいから日本人に声をかけましょうと、フィリピンの友人にもすすめます。かならず心は通じます。地域の日本人といっしょに暮らそうと、自分自身努力することが大事だと思います。」

外国人として定住するためには、まず自分から動かなければというテレサさんの話を聞いて、そのひた向きな生き方にさわやかな感銘を受けた。いっばうで、行政によるもっときめ細かい情報の提供がほしいという希望もあり、受け入れる側の日本社会の取り組みが検討される必要があるだろう。

(イビユ:太田多圭子・塩路安紀子 文責:太田多圭子)



FMGのメンバー お洒落な衣装でバンブー・ダンス

こうして、はじめは保健所主導のかたちで、平成2年10月にFMGが発足した。その趣旨は、

- (1)家庭で孤立しているフィリピン人母親が出かけていく場を提供する。
  - (2)自助効果をめざす。(①お互いに問題を話し合い、助け合う。②育児情報を交換する。③母国語＝タガログ語を話すことによってストレスを解消する)
  - (3)保健婦による健康相談・健康教育・生活相談の場とする。
  - (4)日本社会への適応を援助する。
- というものであった。

保健婦さんたちの活動による効果は大きく、当初は数名から始まった会が、平成3年ごろには常時10～20名の参加を見るようになった。会の形態としては月1回、親睦が中心であるが、メンバーの希望もあり編み物・ちぎり絵・書道・生け花など日本文化の習得や日本語の学習が、ボランティアたちの指導のもとに行なわれた。この間、保健婦さんたちはグループ活動を積極的に計画・指導し、参加もしたが、平成5年以後は、母親たちの自主性をより発展させるために運営のすべてをメンバーに任せ、必要に応じて対応するだけにした。その後、自立した会は、年ごとに増えつづけ新しく参加してくる若いお母さんたちの親睦の場となり、フィリピン料理を持ち寄ってパーティーを開いたり、地区の懇談会や他のアジア関係機関にもグループとして参加したりするまでに成長した。

板橋保健所としても、自助グループ育成という所期の目的が達成され、さらにフィリピン人母子に対する保健行政も円滑に運ぶことになった事業効果は大きかったという。行政の積極的な地区活動が、地域生活者としての外国人居住者の自立を支援した好例といえるだろう。

(取材:太田多圭子・塩路安紀子 報告:太田多圭子)

\*1「地域における在日外国人への支援活動」

(Health Sciences Vol.10 No.4. 1994 別冊)

## 地域社会に積極的に関わろう

### テレサ・ブランソンさん

日本語がまったく分からないまま日本人と結婚して日本で生活することになったフィリピン女性が、いまでは小学生2児の母親として、また主婦として生活する一方で、日比交流雑誌『クムスタ』の編集にも協力し、さらに地域の国際交流会の役員としても活躍している。テレサさんを勤務先の編集室に訪ね、異文化社会での積極的な生き方について述べてもらった。

「いま中野区南台に住んでいますが、1986年11月に来日したころ、このあたりの町中でフィリピン人に会うことはありませんでした。主人の仕事は自営の塗装業です。姑が近くに住んでいていろいろと助けてくれますが、とにかく言葉が何も分からなかったので、はじめの5年間は友人は一人もいませんでした。

子どもが幼稚園に通いだしたとき、子どものためにも言葉を覚えなければいけないと思い、自分から進んで保護者会の役員になりました。ひどい緊張のなか

# 「川崎市外国人市民代表者会議」

## 外国人を住民として受け入れるための自治体の施策

外国人住民自身の自助努力や民間NGOなどによる外国人住民支援活動が展開されるなかで、外国人が地域の一員として日本人とともに生活していくために、地方自治体などの公的機関ではどのような施策を展開しているのだろうか。ここでは、神奈川県川崎市が設置した「外国人市民代表者会議」の事例を紹介しながら、外国人住民の地域社会への参加について考えたい。

### ◆外国人住民向け施策の現状

自治体や国際交流協会は現在外国人住民向けにどのように対応しているのだろうか。東京都生活文化局が行った1995年3月の調査\*1によれば、都下50区市部では、外国語の広報紙等による情報提供が47、外国語による相談業務が26、地域に根ざした交流事業が46、特に外国人を対象とした医療福祉教育及び住宅に関する事業が32と、いずれも高い実施率となっている。外国人人口比率が高い自治体では、何らかの形でそれぞれの地域状況に応じた施策が展開されていることが分かる。自治体職員として実際に外国人向け施策に携わる上村悦子氏によれば\*2、当初自治体が発行した生活情報の多くは、緊急・救急情報、行政情

報、生活一般のルールや生活をスタートさせるために必要な情報であった。しかし、現在では、彼ら自身が自らのネットワークで情報を取得していること、民間による情報提供が充実してきたこと、また、外国人の滞在中長期化や定住化が進行していることなどの理由により、自治体が提供すべき情報の内容が変化しつつあると指摘している。今後の自治体は、限られた紙面や経費の範囲で、外国人住民に対して如何により生活に密着した定住のための細かい情報とサービスを提供できるかが課題であろう。その方向の一つとして、外国人市民自身の声を直接聞く「外国人市民代表者会議」という取り組みがある。

### ◆川崎市の「外国人市民代表者会議」

人口約120万人の川崎市の外国人登録者数は、1997年10月末日現在20,143人である。川崎市では、1920年頃から河川工事や市内に多数立地する工場労働に雇用された朝鮮人労働者が多数住み始めたという歴史がある。過去25年間、当時外国人登録者の9割近くを占めていた在日韓国・朝鮮人との協力関係をつくりながら、児童手当の支給、市営住宅の国籍条項撤廃、交流施設「ふれあい館」の建設など、外国人住民の要望を受けてそれを実現させようとの市職員などの努力により、さまざまな外国人住民向け施策を展開してきた(表1)。1980年代に入りニューカマーズが激増し、韓国・朝鮮籍の占める割合も50%まで下回り、中国、フィリピン、ブラジルなど国籍は107カ国を超えた。新たな対応に追われるなかで、外国人住民にも制度適用を求める過去の取り組みに加え、外国人自身の市政への「参加」が必要だという声が高まったことを受けて、1994年10月に「外国人市民代表者会議」調査研究委員会を設置し、1996年12月から同会議をスタートさせた。

自治体への外国人意見の反映については、1998年東京都港区が基本構想の審議会に外国人住民2名の審議委員を登用した事例、1991年に山梨県が長期計画審議会の委員に3名の委員を登用した事例がある\*3。

また、1992年大阪府「在日外国人問題有識者会議」で10名中5名に、1994年大阪市「外国籍住民施策有識者会議」で14名中7名に、同年神戸市「在住外国人問題懇話会」で10名中4名に、各々外国人委員が登用されている\*4。しかし、川崎市の「外国人市民代表者会議」は、特殊な職能的立場の外国人ではなく、普通の生活感覚を持つ外国人住民自身によって構成・運営され、彼らの経験や視点から問題を討議するという点で、全国的に初めての取り組みである。

会議は、国籍や出身地域のバランスを考えた公募委員(20カ国258人からの応募があった)21名に推薦委員5名を加えた計26名で構成されている。初(1996)年度の会議は、「教育」「地域生活」「まちづくり」の3つの部会に分かれ、9名の臨時委員を加えて、計2回5日間に渡って行われた。

第1回の会議で、調査審議したいと提案のあったテーマを報告書\*6から抜粋すると、学校や地域におけるいじめや差別をなくしたい、親戚や知人の少ない外国人の子育てをもっと支援して欲しいといった子どもの教育の問題、住宅・就職・医療の問題や地方参政権を実現させるために市に応援して欲しいという要望、市の情報をもっと欲しい、外国人ももっと地域との交流や参加をすべきだという意見などが出された。いずれも委員自身の個人的体験などから日頃感じている問題点である。

事務局の山田貴夫さんによれば\*5、具体的な問題の議論を重ねるなかで、国の法律の変更がないと実現できないこと、日本人住民の共感が得られない提案は現実的でないことなどを各委員が理解し、意見が収斂していったという。会議では、この結果を以下のような「提案」にまとめ、1997年5月に市長に直接報告した。

#### 1996年度の「提言」

- (1) 教育委員会に、外国人と日本人の子どもの相互理解を深める教育を、総合的に推進する体制を整備する。
- (2) 入居差別を印紙する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。
- (3) (外国人市民が市政に協力・参加するための前提として) 外国語による広報を充実し外国人市民向けの情報コーナーを設置する

いずれも、外国人住民のためだけの要求ではなく、日本人住民をも視野に入れた提案になった意味は非常に大きいと言える。市はこの提言を受けて、教育は「仮称・外国人教育検討委員会」を設置し、住宅は「川崎市住宅基本計画」の改訂作業の中で、多言語広報は市民局を中心にそれぞれ推進する旨の回答を議会で行っている。今後も委員自身の運営により、会議は継続される予定である。

### ◆住民として共に生活するためには

川崎市の先駆的な取り組みに続くものとして、東京都では「外国人都民会議」を設置、今年(1998)の11月26日に第1回会議を開催した。また、神奈川県は1998年度に「外国籍県民代表者会議」の設置を目指している。

外国人市民会議の意義は、単に、国際化を推進するためや、外国人住民の置かれた厳しい状況を改善するという意味だけに留まらない。日本人では気づきにくい日本のしくみに対して外国人ならではの指摘ができること、そして、何よりも外国人住民自身が声を上げることによって彼らに地域住民としての意識が育ち、同時に、日本人住民に対して共に地域をつくり上げていこうというメッセージを寄せられることである。そのためには、せっかく立ち上がった会議を外国人住民や自治体任せにせず、同じ地域の住民として私たち一人一人が積極的に関わり支えていくことが今後必要になってくるであろう。文化や生活習慣の異なる外国人を向かい入れたために発生する財政コストの負担増を嘆くより、異なる価値観が混在する中で育まれる豊かな地域社会に期待し、その実現に向けて努力したい。

(文責：小菅寿美子)

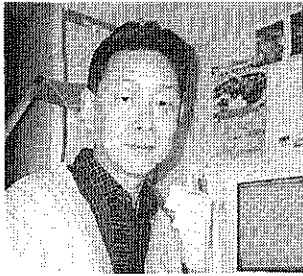
注・参考文献：

- \*1 東京都生活文化局『平成六年度東京都区市町村における国際化事業等に関する調査結果』平成7年3月
- \*2 上村悦子「在日外国人への情報提供と相談活動」『講座・外国人定住問題 自治体政策の展開とNGO』明石書店、p42~46、1996年5月
- \*3 江橋崇編著『外国人は住民です 自治体の外国人住民施策ガイド』学陽書房、p166~167、1993年9月
- \*4 東京都国際政策推進会議『外国人住民の都政参画の拡充について』1997年5月
- \*5 杉並区民大学「自治体の独自政策の展開-川崎市外国人市民代表者会議の方向性」1997年12月17日での山田貴夫さん(川崎市市民局人権・共生担当)のお話を参考にさせていただきました。
- \*6 川崎市外国人市民代表者会議『川崎市外国人市民代表者会議 年次報告<1996年度>』川崎市市民局人権・共生推進担当、1997年4月
- \* 川崎市市民局人権・共生推進担当『川崎市外国人市民代表者会議ニューズレターNO.2』1997年9月

表1 川崎市の外国人市民施策の経緯と国際政策の「まちづくり」のための提言を受けて実施した施策

1986年	「川崎市外国人教育基本方針～主として在日韓国・朝鮮人教育～」制定
1988年	川崎市ふれあい館オープン
1989年	「川崎市外国人市民施策推進幹事会」設置
1990年	生活ガイドブック英語版「Heart to Heart」刊行(市民局) 「川崎市の外国人市民施策のあり方の調査研究委員会」報告書提出 川崎市市民局に国際室開設
1991年	教職員用引き書『共に生きる』作成
1992年	「外国人市民施策連絡調整会議」発足 3カ国語の生活ガイドブック刊行(川崎区) 「川崎市外国人市民施策調査委員会」設置
1993年	5カ国語で生活ガイドブック刊行(国際交流協会) 「川崎市国際政策のガイドラインづくりのための提言」 母子手帳3カ国語版、防災5カ国語版、国保のしおり5カ国語版
1994年	外国人障害者福祉手当月額2万円支給 「外国人向けの賃貸住宅情報案内」英語・中国語・韓国語版を発行(泉、横浜市と合同作成) 「外国人のための医療・保健ガイド」刊行(川崎自治研センター) 「共に働く」職場をめざして」 「外国人の生活・労働相談はここです」刊行 「川崎市外国人市民代表者会議調査研究委員会」設置 外国人高齢福祉手当月額1万円支給 外国人市民の地方参政権獲得の意見書を市議会にて採択 川崎市国際交流センターオープン
1995年	「外国人向けの賃貸住宅情報案内」スペイン語・ポルトガル語版も追加 外国人登録の電算化稼働
1996年	公務員採用における国籍条項撤廃(管理職と一部の職種を除く)を決定 96年4月末日現在、外国人職員は、国際職1、医師1、看護婦4 栄養士1、保育士2、介護福祉士1、生活環境作業員3、 自動車運転手2、学校用務員2、計17名 「川崎市外国人市民代表者会議」開催
1997年	民族文化講師派遣事業開始

\*5の配布資料をもとに、筆者が表化



## 在日外国人の知恵を取り入れ、一緒に考える社会を構築することが重要

篠沢純太さん（クムスタ編集長）に聞く

在日フィリピン人や日比ファミリーを対象としたバイリンガルの月刊誌「Kumusta!（クムスタ）」を発行。在日外国人と共生するための社会やメディアのあり方について、お話を伺いました。

### \*クムスタを企画したきっかけ

私は、88年にフィリピン女性と結婚し、1年ほどフィリピンで暮らしたあと、日本に戻りました。私どものような日本人とフィリピン人のカップルを日比ファミリーといいます。夫が日本人・妻がフィリピン人というケースが9割を占めます。日比ファミリーの悩みは、家族みんなで気軽に楽しむことができるメディアがないことです。夫たちはフィリピン語や英語で書かれたフィリピンのニュースがわかりませんし、妻たちは日本語で書かれた日本のニュースがわかりません。そこで、日比ファミリーや在日フィリピン人向けに、日本語・英語・フィリピン語のニュースを満載した雑誌、クムスタを創刊しました。現在、発行部数は2万5千部に達しており、そのうち定期購読は8千部です。

### \*在日フィリピン人と地域との関わり

フィリピン妻たちは、日本では「お店はどこですか」とよく日本人に質問されます。一方、フィリピンでは、コンクリートの家を建てたり、新品のジープニー（ジープ型トラック）を買うと、「ジャバゆきさん」といわれます。日本、フィリピンいずれの社会にも、それぞれ「偏見」があるわけです。「偏見」はいまだに根深いのですが、徐々になくなる方向にあると思います。といいますのも、私の経験でいえば、90年頃には、住宅を借りようとすると、妻の名前を見ただけで、不動産屋は難色を示したものです。ところがいまでは、アパートオーナーから、フィリピン人の借り手の紹介を頼まれるほどになりました。それが「偏見」が消えていることの証明かどうかは不明ですが、部屋などが借りやすくなっているのは事実です。

在日フィリピン人は、他の外国人に比べて日本人と結婚している人が多いのが特徴です。このため、地域的にはあまり偏在していません。よくマスコミで取り上げられる農村花嫁は実は数としては少なく、大都市に住む人が大部分です。結婚して子供が生まれ、子供が保育園から小学校にあがるようになると、近所や保育園、区役所など、地域との関係が強まってきます。このため、在日フィリピン人の多くは地域にコミットせざるを得ない立場におかれています。いまでは教会

や地域を媒介にして、在日フィリピン人ネットワークも形成されつつあります。フィリピン人は、自信をもって、フィリピン文化を地域に主張し始めているのです。

### \*日本の目指すべき社会のあり方

日本では、ようやく国際化の窓が開きつつあるように見えますが、現状では、外国人への窓が十分に開かれたとはいええないと思います。なぜなら、これらの窓の多くは日本人が選んだ窓で、生活する側の視点が欠けているからです。例えば、ゴミ分別という窓を取り上げてみましょう。フィリピン人は、ゴミの細かい分別法こそ知りませんが、本質的な省ゴミ社会とは何かを知っています。切り身パックあふれるゴミだらけの日本がゴミゼロ化社会に向かうノウハウは、フィリピン人に聞けば教えてもらえるかもしれません。外国人と一緒に暮らしていくためには、彼らの知恵を積極的に取り入れ、一緒に考える社会を構築することが重要なのです。それによって、地域は住民の総意を反映してより豊かなものになりますし、外国人にとっても地域がアイデンティティを確立する場になりうるのです。

### \*在日外国人への情報提供のあり方

在日フィリピン人が抱える問題は、来日後の期間によって違います。来日したばかりの時期には、ゴミの出し方、役所の手続き、教会、警察などのニューカマー向けの生活情報が必要です。しかし、来日して5～10年たつと、健康保険の延長や、出産給付金のもらい方、母子手帳の使い方など、より広範な情報を求めるようになります。行政が提供する情報は、ニューカマー向けのものに限定されていますが、クムスタでは、多様化しつつある在日フィリピン人のニーズに応えるために、幅広い情報を提供しています。現在は、出身国ごとに総合的な在日外国人メディアがあるわけですが、今後はそれだけでなく、在日外国人が共通して求めている情報について、特定分野に絞って提供する専門的なメディアが成立していく可能性があるでしょう。

（イデオ：笠原・塩路・太田、文責：笠原秀樹）

編集・発行：まち居住研究会（ゾネプランニング内）無断転載を禁ず/次号予告 住宅時事往來12号（98年5月発行予定）  
「国際化する街と人」 頒価300円